

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 三森 久実
(JASDAQ・コード2705)
問合せ先 経営企画部長 松岡 彰洋
電 話 0422-26-2600

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されることとなりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（木）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

以上